

－目次－

第1章 目的

第1条 目的

第2章 運航の可否判断

第2条 発航の可否判断

第3条 通常航行の可否判断等

第4条 入港の可否判断

第3章 船舶の航行

第5条 航海当直配置等

第6条 運航基準図

第7条 基準航路

第8条 速力基準等

第9条 船長が甲板上で指揮を執らなければならない海域

第10条 安全情報等の連絡

第11条 通常連絡等

第12条 入港連絡等

第13条 連絡方法

第4章 雑則

第14条 連絡等の経由

第15条 運航管理者の指揮

海上運送法、適用航路名

敦賀～苫小牧航路
敦賀～金沢～苫小牧航路
敦賀～伏木～苫小牧航路
常陸那珂～苫小牧航路
敦賀～博多航路
敦賀～境港～博多航路

安全管理規程 「運航基準」

(海上運送法適用船)

2006年12月25日 制定

2021年06月17日 改定

第1章 目的

第1条 【目的】

この基準は、安全管理規程に基づき、「敦賀～苫小牧航路」、「常陸那珂～苫小牧航路」、「敦賀～金沢～苫小牧航路」、「敦賀～伏木～苫小牧航路」、「敦賀～博多航路」及び「敦賀～境港～博多航路」の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

第2条 【発航の可否判断】

1. 船長は、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認められるときは四囲の状況等を勘案の上、運航管理者と協議して発航を中止するものとする。ただし、狭視界出入港部署配置としたうえ、港内における基準速力を減じて航行する場合は港内の他船の動静等の状況により視程 500mを限度として発航できるものとする。

(ただし、別途規則があるときはそれに従う。)

	風速	波高	視程(視程の補強措置を講じたとき)
全港	18m/s 以上	2.0m 以上	1,000m 以下 (300m以下)

※視程の補強措置 : 警戒船又は、陸上警戒員の配置。

2. 船長は発航前において航行中に遭遇する気象・海象(視程を除く。)が次に掲げる条件に達するおそれが有るときは、運航管理者と協議の上、発航を中止するものとする。

風速	波高
25 m/s 以上	6m 以上

但し、本船の船型、性能によってはこの風速、波高以下を基準として運航管理者と協議の上、同様の措置をとることができる。

3. 船長は前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは保船、避泊、その他の適切な措置をとらなければならない。

第3条 【通常航行の可否判断等】

1. 船長は、航行中周囲の気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる一に達するおそれがあると認めるときは、運航管理者と協議の上、目的港への航行を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。但し、通常の航路を変更する等の措置を講じて安全な航行の継続が可能と判断される場合はこの限りではない。

風速	波高
25 m/s 以上	6m 以上

尚、本船の船型、性能によってはこの風速、波高以下を基準として運航管理者と協議の上、同様の措置をとらなければならない。

2. 船長は航行中周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図って航行するとともに、その時の状況に適した安全な速力とし、視程の程度及び船舶の輻輳状況等に応じては停止、航路外錨泊又は航路変更の措置をとらなければならない。

視程	1000m以下
----	---------

3. 船長は前2項の規定に基づき通常航行の中止を決定したときは保船、避泊、その他の適切な措置をとらなければならない。

第4条 【入港の可否判断】

1. 船長は入港予定地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、四囲の状況等を勘案の上、運航管理者と協議して入港を中止するものとする。ただし、狭視界出入港部署配置としたうえ、港内における基準速力を減じて航行する場合は港内の他船の動静等の状況により視程 500mを限度として入港できるものとする。

（但し、別途規則があるときはそれに従う。）

	風速	波高	視程(視程の補強措置を講じたとき)
全港	18m/s 以上	2.0m 以上	1,000m以下（300m以下）

※視程の補強措置：警戒船又は陸上警戒員の配置。

2. 船長は前項の規定に基づき入港の中止を決定したときは保船、避泊、その他の適な措置をとらなければならない。

第3章 船舶の航行

第5条 【航海当直配置等】

船長は次の配置を明確に定め、これを船橋の見やすい場所に掲示しておくものとする。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

第6条 【運航基準図】

運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点の位置ならびに相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点及び終点の発着時刻並びに主要通過時刻)

第7条 【基準航路】

1. 基準航路は運航基準図に記載のとおりとする。
2. 基準航路以外の航路を航行しようとするときは、必要に応じて事前に運航管理者と協議する。ただし緊急の場合等であって事前に協議できないときはすみやかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
3. 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは当該経路の安全性について十分に検討し必要な助言又は援助を与えるものとする。

第8条 【速力基準等】

1. 船長は、別紙「速力基準表」を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい

場所に掲示しなければならない。

2. 船長は旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

第9条 【船長が甲板上で指揮を執らなければならない海域等】

船長は、以下の場合には甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

- (1) 入出港時、船舶が狭い水路を通過する時及びその他船舶に危険の恐れがある時
- (2) 海上交通安全法で定める航路を航行する時及び同法が適用される海域で船舶が輻輳する海域
- (3) その他、船舶が輻輳する海域を航行する時

第10条 【安全情報等の連絡】

運航管理者は航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じたときはその都度すみやかに連絡するものとする。

第11条 【通常連絡等】

船長は原則午前中に動静連絡により運航管理者に次の事項について連絡を行うこととする。

- (1) 現在位置
- (2) 気象・海象状況
- (3) 船舶の運航上必要と認める事項
- (4) 入港予定時間、積荷の状況等の運航に関し必要と認める事項

第12条 【入港連絡等】

船長は入港前、原則1時間前を目処に当該港の船舶代理店等と連絡を取り、次に掲げる事項について情報を入手するとともに安全上問題があると判断したときは運航管理者に連絡し、必要な措置を取らなければならない。

- (1) 着岸時間
- (2) 港内事情
- (3) 陸上施設の状況
- (4) 他入港船舶の動静

- (5) 当該港の気象・海象状況
- (6) その他運航、操船上必要な事項

第13条【連絡方法】

船長と運航管理者は電話（FAXを含む）により連絡を行うこととし、運航管理者は常に携帯電話を所持しその番号を知らせておくこととする。

第4章 雑則

第14条【連絡等の経由】

運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じて船舶所有者等及び船舶代理店等を経由することができる。

第15条【運航管理者の指揮】

運航管理者が行うべき事項は運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。

又、運航管理者への連絡は運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡としても差し支えない。